

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第1節 概説

児童福祉は、児童のよりよい生活を実現するとともに、将来の社会を担っていく児童に対する社会全体の期待にこたえるよう、児童を心身ともに健全に育成することを目的としている。

児童福祉対策は、このような理念を明らかにしている児童福祉法をはじめ、児童扶養手当法、母子福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、母子保健法、児童手当法等の法令を中心として構成されている。そのような法制上の整備のほか、予算上においても近年著しい伸びを示し、各種の児童福祉施策の充実が図られてきている。

ところで、近年の経済、社会の変動は児童を取り巻く環境にも大きな影響を与えている。

児童の家庭環境については、核家族化の進行、家族計画の徹底、就労する母親の増大等により、家庭の持っていた諸機能に大きな変化をもたらしており、家庭の養育機能が低下している例もみられる。また、一方地域環境についても、交通事故の増加や各種の公害の発生、自然環境の破壊、情報のはんらん、子供同志の交友関係の変化、教育環境の変化等児童を取り巻く環境の変化は著しい。

このような状況を踏まえて、49年11月28日に中央児童福祉審議会は厚生大臣の諮問にこたえて「今後推進すべき児童福祉施策」について答申を行った。この答申は、今後の検討に委ねられている問題もあるとはいえ、今日の児童福祉行政のあり方、今後の進むべき方向といった基本的な問題についてあるべき姿を示したものである。これらを行政ベースでいかに実現していくかが今後の課題であろう。

以下は答申の主要な内容の概略である。心身障害児対策については、後に第2章第3節で詳しく述べるので、ここでは触れない。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第1節 概説

#### 1 保育対策について

---

- 1) 乳幼児に対する家庭での保育と家庭外での保育の意義と役割を,社会の変動との関係でどうとらえ,連携させていくかが基本的問題である。
  - 2) 既婚婦人労働者の増加等による要保育児童の増加に伴い,保育所の整備を計画的に進めるとともに,育児休業制度の普及等による労働条件の改善により就労している母親自身が児童を保育できるようにするなど,適切な配慮が必要である。
  - 3) 保育時間の延長,夜間保育等多様化する保育需要については,乳幼児の福祉を基本とし,母親と社会の要請との調和を考えるべきであり,深夜労働を避けられない看護婦等真に必要な場合に対処すべきである。また,事業所内保育については,一定の保育水準を保持させるため,施設の指導,職員の研修等の助成を充実しなければならない。
-

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第1節 概説

#### 2 母子保健対策について

---

1) 母子の健康の向上は、次の世代の健康に関してより多い成果を得るためのものという長期的な展望に立つ必要があり、その責任は、個人や家庭のみならず社会にもあるという認識に立って、包括的母子保健、医療体制の確立を図らねばならない。

2) 健康診査、保健指導の充実のため、先天異常や心身障害の発生予防のため、健康サーベイランス・システムの確立と広義の予防小児科学的対策、保健教育の徹底等が緊要である。

3) 母子医療の充実のためには、妊産婦緊急医療センター、新生児集中医療センター等の整備構想等母子緊急医療体制の確立と小児専門医療施設の整備、母子医療給付の充実、住民の健康に対する意識の向上を図ることが必要である。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第1節 概説

#### 3 家庭児童の健全育成対策について

---

- 1) 健全育成対策は、児童の発達の各段階にわたり一貫して実施されることが必要であるが、福祉行政において重点的に援助を要するのは幼少の児童である。
  - 2) 地域育成機能の強化については、地域の健全育成対策活動、母親クラブ活動の拠点である児童館の体系的整備とその機能の充実について検討していく必要がある。
  - 3) 家庭養育の機能の強化のためには、家庭児童相談室等家庭養育に関する相談機能の強化、母性意識の啓発、母親クラブ等の地域活動の推進を図ることが望まれる。
-

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第1節 概説

#### 4 児童手当制度について

---

児童手当制度の基本的な理念及び目的に立ち返って今後の発展を検討しなければならないが、改善すべき問題をあげると、現行の所得制限の緩和、児童手当の額の消費者物価の動向等を考慮した適正水準への改定を検討するとともに、第2子拡大問題については、他制度との調整、支給額、財源等の検討が十分行われることが必要である。

---

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第1節 概説

#### 5 マンパワー対策について

---

児童福祉の事業は、人的サービスを主としており、人材の量的、質的な確保は極めて重要である。これに従事する職員について、業務等に見合った適正な処遇の確保、労働条件の改善等の対策の推進、円滑な就業のためのシステムの創設等長期的視野に立ったマンパワー対策の確立のほか、ボランティアについて研修を行う等その活動の充実について検討していく必要がある。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第2節 母子保健及び小児医療

母子保健は、母性の尊重と保護を基盤として、乳幼児の健康の保持、増進及び児童の健全な育成を基本理念とするもので、児童福祉の根幹をなすものであり、次代の社会を担う人材を確保する基盤でもある重要な行政の分野である。

23年に児童福祉法が施行されて以来、母子保健行政は年々その内容が充実され、特に、40年に母子保健法が制定されてからは、母と子を通じて一貫した体系の下で施策が進められてきた。それらの結果、母子保健の指標である妊産婦死亡率、周産期死亡率、乳児死亡率等は年々低下し、特に、乳児死亡率は世界で最低率国の一つとなるに至った。しかしながら、有害物質による生活環境の汚染、人口の都市集中、勤労婦人の増加、核家族化の進行等母子を取り巻く環境の変化や、母性意識の喪失、性に対する考え方の混乱、生活価値観の変化等社会道徳の変化に伴い、妊娠、出産、育児等母子保健の基本的分野において、従来の対象でカバーできない分野が生じ、学校保健、労働衛生など関連する行政分野と連携をとる必要に迫られ、母子保健行政としては新たな局面を迎えている。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

#### 第2節 母子保健及び小児医療

#### 1 対策の現状

母子保健法により、妊娠の届出が行われると母子健康手帳が交付される。行政的にこのようには握された妊婦、更に、出生届では握された乳児を中心として、次の施策が行われている。

##### (1) 健康診査

妊婦、産婦、乳児及び幼児に対して保健所で健康診査を実施している。これの徹底を図るために、44年度からは妊婦について2回公費により医療機関に委託して一般健康診査が行われており、また、48年度から乳児について1回の一般健康診査を医療機関に委託して行っており、更に、49年度からこれを2回とした。

一般健康診査の結果、必要なものに対しては、精密健康診査を医療機関に委託して行い、妊産婦、乳幼児の健康管理の徹底を図っている。

48年度からこれらの健康診査について、所得に関係なく、すべての対象者が利用できるように充実を図ってきた。

3歳児期は、精神発達の遅れ、乳児期、1～2歳児期で発見されなかった身体障害の発見及びこれらの障害に対する早期治療や教育訓練にとって極めて重要な時期である。そのため、この時期に3歳児健康診査を全国の保健所で実施してきているが、44年度から児童相談所を中心として3歳児精神発達精密健診を実施しており、48年度から尿検査、視聴覚検査を加えて、充実を図った。

##### (2) 保健指導

健康診査の結果に基づいて、保健指導が行われている。その方法は、保健所、母子健康センター等で母親学級、育児学級を開くと同時に、健康相談事業も行って、妊娠中の健康、出産の準備、育児指導、家族計画等について集団教育あるいは個別指導を行っている。また、必要な妊産婦、未熟児、新生児に対しては訪問指導を行っている。

健康診査をより有益なものにするためには、保健指導と一体となった事業でなければならないし、また、最近の社会変動に対応した保健指導を進めるためにも、医療機関をはじめとして関係の諸機関との有機的連携を更に強化し、保健指導の充実を図っていく必要がある。

##### (3) 母子栄養強化事業

妊婦における妊娠中毒症、貧血、出血の原因の一つに栄養欠陥があり、また、胎児、乳児の健全な発育を促進する基礎もバランスのとれた栄養を取ることにある。これらの対策として、低所得階層に牛乳を1日1本(200cc)支給し、母子の栄養強化を図っているが、48年度からは対象を拡大し、充実強化を図った。

#### (4) 医療対策

医療対策は児童の疾病障害を治療するだけでなく、心身障害の発生防止、児童の健全な育成を図る目的で行われている。また、丈夫な子供を生むために胎児の健全な発育を促し、また、妊産婦の健康管理のために必要な医療の援護を行っている。

##### ア 未熟児養育医療

未熟児は病気にかかりやすいため、死亡する割合も高く、また、障害を残しやすい特徴を持っている。そのため、入院医療を行うなど十分な医療が必要であり、養育医療を給付し、疾病を予防し、健全な発育を促している。

##### イ 育成医療

現在身体に障害を持っている児童、又は現存する疾患がこれを放置するときは将来障害を残すと認められる児童であって、手術等の治療によって比較的短期間に障害の除去あるいは軽減のできる見込みのある場合、育成医療の給付を行っている。肢体不自由児、視覚障害、聴覚・平衡感覚障害、音声・言語機能障害のほか、39年度から先天性心疾患、43年度から食道閉鎖、鎖肛等の先天性内臓障害、47年度から後天性心疾患と腎不全を加え、その充実を図っている。

##### ウ 療育の給付

結核の療養は一般に長期間を必要とするが、児童の場合は心身の発育期にあるので、その医療のみならず、入院中の教育面及び生活面についても適切な指導が必要である。

この療育の給付において、これらの結核に罹患している児童を病院に入院させ、適切な生活指導の下に医療と教育を併せて行っている。

##### エ 小児慢性特定疾患医療

フェニールケトン尿症等4つの先天性代謝異常症は、放置すると精神薄弱等になるおそれがあるので、43年度から養育医療に準じて医療の給付を行ってきた。44年度から血友病を、48年度からはシスチン尿症等4疾患を対象に加え、その強化を図っている。

46年度からは小児がんの入院治療に、47年度からは慢性腎炎・ネフローゼ及びぜんそくの入院治療に対して、治療研究事業として、医療費の援助を行っている。

49年度からは、その一層の充実を図るために、小児慢性特定疾患治療研究費補助として制度を統一し、49年4月より対象児童を18歳未満としたほか、49年10月からは第4-1-1表に示すよ5に対象疾患の拡大を図った。

#### 第4-1-1表 小児慢性特定疾患対象一覧

第4-1-1表 小児慢性特定疾患対象一覧

対 象 疾 病	治 療 研 究 期 間	摘 要
悪 性 新 生 物	原則として4か月以内とする。	入院のみ
慢 性 腎 疾 患	原則として1年以内とする。 (ただし、1か月以上の入院を必要とするものに限る。)	入院のみ
ぜ ん そ く		
慢 性 心 疾 患		
内 分 泌 疾 患		
膠 原 病		
糖 尿 病	原則として1年以内とする。	入院及び通院
先 天 性 代 謝 異 常		
血 友 病 等 血 液 疾 患		

厚生省児童家庭局調べ

#### (5) 母子保健思想の普及等

以上述べてきた各種の対策をより有効に進めるために、43年度から母子保健推進員を設置し、推進員活動により各制度の周知徹底を図ってきている。46年度から安全分べんと妊産婦、乳児の健康保持増進のための母子保健体操の普及、48年度からは母子保健推進員の研修と自主的な地域組織活動の育成を実施し、母子保健思想の普及を図っている。

#### (6) 心身障害研究の推進

母子保健対策の基盤となる基礎科学の振興と技術開発を目指して、心身障害の発生防止、治療等に関する研究を46年度より行っている。50年度には大型の研究チームによって「心身障害の発生予防に関する総合的研究」、「進行性筋ジストロフィー症等の成因と治療に関する研究」、「小児精神神経疾患に関する研究」を進めることとしている。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第2節 母子保健及び小児医療

#### 2 母子保健の現状と今後の課題

##### (1) 母子保健の現状

現在の母子保健対策のあらまは以上のおりであるが、具体的な統計数字によって母子保健の現状を示すと次のとおりである。

##### ア 妊産婦死亡

妊産婦死亡率(出生1万対)は49年には3.4となり、22年の16.8に比べると約5分の1に減少している。しかし、欧米諸国と比較すると、約2倍から4倍であり、死亡原因でも妊娠中毒症、出血が著しく多く、これが我が国の特徴となっている。

##### イ 周産期死亡

周産期死亡とは、後期死産(妊娠第8月以後の死産)と早期新生児死亡(生後7日未満の死亡)の総称であるが、その率(出生1,000対)は年々低下して、49年には17.0となった。諸外国と比較すると、低率国群に入ってきたが、後期死産率が高くなっているのが特徴である。

周産期においては、母体の状態、分娩の経過により心身障害児の発生をもたらすだけでなく、胎児、新生児の死亡をきたすという危険な時期であり、周産期死亡の減少とともに、この時期に発生する障害の予防が重要な問題となっている。

##### ウ 乳幼児死亡

##### (ア) 新生児死亡と乳児死亡

新生児死亡率、乳児死亡率ともに年々低下し、49年にはそれぞれ7.1、10.8となっている。乳児死亡のうち新生児死亡の占める割合は年々増加の傾向にあるが、これは乳児の感染症による死亡が減少している反面、新生児では難産等による損傷、無酸素症、低酸素症、先天異常等による死亡が相変わらず多いため、これらの対策が今後の問題となっている。

## (イ) 幼児死亡

幼児死亡率も乳児と同様に順調に低下してきたが、欧米諸国に比べ、1～4歳では高く、5～14歳でほぼ同じ程度となっている。特に、1～4歳の不慮の事故による死亡の多いことが目立っている。医療対策と同時に幼児の生活環境改善策の推進が望まれている。

## (2) 今後の課題

最近の母子を取り巻く社会環境の変化は著しく、これが母子の健康に及ぼす影響は極めて大きい。今後は、児童の福祉の向上を図りつつ、母子保健としての一分野を形づくる方向で、従来の各種施策の強化と整理を行うことが必要であり、この場合、次の課題の解決が望まれている。

### ア 母子保健教育の徹底

性に対する考え方の混乱、母性喪失などは、母子保健思想の普及によって防止されるものであろう。従来においては結婚している者を対象として母子保健施策が行われていたが、今後は、未婚者、特に若い勤労者、中高校の在学者の男女を対象として、家族計画性教育等を内容とする母子保健教育を徹底させる必要がある。

### イ 包括的母子保健・医療体制の確立

人の健康に対する予防活動と治療活動は、従来それぞれ独立した対策として進められがちであった。また、母子保健対策は、妊産婦、乳幼児という個人を対象とする傾向が強かった。従来、一般国民の健康保持はまず個人や家庭が基盤とされていたが、今後の母子保健を考えるに当たっては、地域の社会環境を考慮に入れた包括的母子保健及び母子の緊急医療体制のあり方について検討する必要がある。

### ウ 母子保健・医療要員の養成確保

母子保健対策が充実強化されるにしたがって、単に事業量を拡大するだけでなく、その内容の向上を図らねばならない。そのためには、これらの事業の推進に当たる医師、歯科医師、保健婦、助産婦、看護婦、心理判定員などの要員の確保を図るとともに、母子保健・医療要員としての専門的知識と技術を修得するための教育と、絶えずその技術の向上を図る研修を充実することが考えられる。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第3節 保育に欠ける児童に対する施策

1 保育所の現状

保育所は、両親が共働きである等の事情により乳幼児を保育できない場合に、昼間その乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設である。

児童福祉法施行当時の23年3月には、保育所は施設数1,476か所、入所児童数13万5,503人にすぎなかったが、50年4月1日現在では、施設数、定員数ともに1万8,009か所、167万6,690人と双方とも約12倍に達しており、その増加の著しいことが注目される。

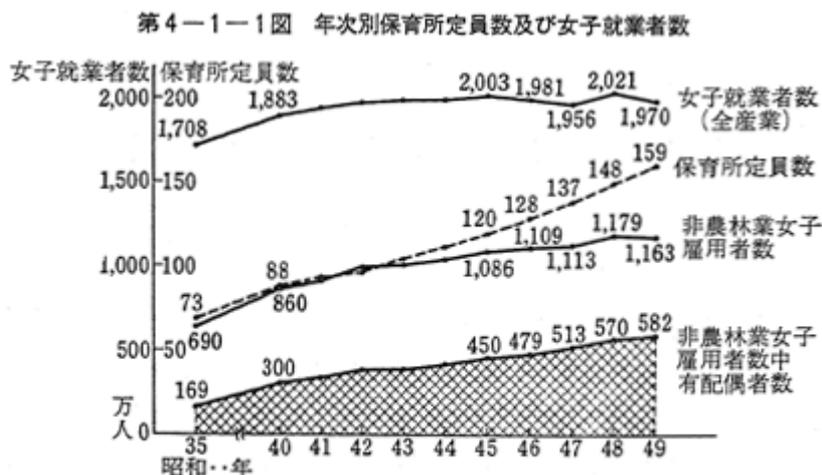
この間の増加の傾向としては、20年代の目覚ましい躍進の後、30年代の前半から後半にかけてやや増加率が漸減し、40年代に入って再び著しい増加の傾向を示している。

20年代の増加が、いわば施策の浸透の過程であるのに対し、40年代のそれは、経済成長の結果としての急速な社会構造の変化に促されたものとみることができる。

すなわち、既婚婦人の職場進出、核家族化に伴う家族構造の変化、人口の都市集中に伴う家庭を取り巻く生活環境の変化等は、児童の養育意識にも影響を与え、保育所の相対的役割を増大させている。

とりわけ、いわゆる共働き家庭の増加が保育所施策に与える影響は大きいといわなければならない。第4-1-1図に示すとおり、49年には、女子就業者は、1,970万人で、このうち非農林女子雇用者は1,163万人、更に、このうち有配偶の者、いわゆる共働き妻の数は582万人(50%)となり、共働き妻は、35年における169万人(国勢調査)に比べるとこの14年間に約3倍の増加を示し、その割合も初めて50%を超えた。

第4-1-1図 年次別保育所定員数及び女子就業者数



資料：総理府統計局「労働力調査」  
厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第3節 保育に欠ける児童に対する施策

#### 2 保育所の整備

---

保育所の整備については、46年度に「保育所緊急整備計画」を策定し、積極的にその整備を進めてきた結果、最終年度である50年度を待たず、当初の整備目標を達成することとなった。

49年度の整備実績については、134億1,319万円、732か所(48年度68億8,600万円、575か所)の国庫補助を行うとともに、年金積立金還元融資として地方公共団体に、147億8,780万円、967件(48年度125億2,940万円、760件)の融資が行われたほか、社会福祉事業振興会から社会福祉法人に、48億5,930万円、342件(48年度42億2,000万円、346件)の貸付けが行われた。

50年度においても、要保育児童の実態に即し引き続きその整備を行うとともに、国庫補助額の単価を引き上げることとしている。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第3節 保育に欠ける児童に対する施策

#### 3 保育所の運営費の改善

---

保育所の運営費には、職員給与費、その他の事務費、児童処遇費等保育所の運営に要する費用が積算されているが、特に、3歳未満児、3歳児、4歳以上児と年齢区分に応じてそれぞれの保育単価が設けられ、適切な保育が実施されるよう配慮されている。

50年度における保育所措置費の国の予算額は約1,596億円(49年度約1,068億円)が計上されているが、その主な改善内容としては、休憩時間確保のための保母の増員、年休代替職員費の増額、一般生活費(給食費、保育費)の充実等を図るとともに、人材確保の観点から保母の給与について特別の改善措置を行い、また、乳児保育及び小規模保育所の増加を図ったところである。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

#### 第3節 保育に欠ける児童に対する施策

#### 4 特別保育対策

---

保育所の補完的役割を果たすものとして、特別保育事業が実施されており、49年度においては、山間、離島等の過疎地域に設置されるべき地保育所2,233か所、農繁期等に一時的に開設される季節保育所2,196か所が設けられたところである。

また、49年度から、軽度の障害児を一般の保育所に入所させて、試験的に行う保育事業に対し国庫による補助を行っているが、50年度においてはその対象事業数の拡大等を行ったところである。

更に、事業所内保育施設を運営する事業主に対し、各都道府県がその施設の実態は握、運営指導、研修会への参加等につき必要な指導等を行うのに要する経費について49年度から補助を行うこととしたが、50年度においてもこれらの指導等を強化することとしている。

これら特別の保育事業の実施に要する国の予算は17億394万円(49年度11億7,448万円)である。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第3節 保育に欠ける児童に対する施策

#### 5 保母の養成と確保

保育所及びその他の児童福祉施設の増設に伴って、資質の高い保母が多数必要であるが、現実には保育所に勤務している保母の数は、49年10月1日現在11万4,636人で、そのうち資格のない者が11.1%いる。専門職化を目指す保母について、より高度な理論と能力が必要とされる今日、無資格保母の解消は早急に行わなければならない課題の一つである。このため、保母養成施設の増設、定員の増、あるいは資格を持ちながら就業していない潜在保母の活用等、計画的に保母を養成確保する必要がある。また、保母の資質を向上させるために研修等を十分行うとともに、その勤務条件、処遇等を充実していくことが必要である。このため、50年度においては、新たに保母の研修事業等についての国庫補助金が計上されたほか、保育所の運営費の中で、職員研修費の創設、休憩保母の増員、給与の特別改善措置を行ったところである。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

#### 第3節 保育に欠ける児童に対する施策

#### 6 保育対策の課題

---

第1は、保育所の整備の問題である。46年度を初年度とする「保育所緊急整備計画」は、当初の整備目標をほぼ達成しているが、今後とも要保育児童の実態に即した対応の検討が必要である。

第2は、保育所の適正配置問題である。保育所の普及率を各都道府県別にみると極めてアンバランスである。

第3は、保育需要の多様化の問題である。近年、婦人労働の就労形態の多様化に伴い、保育需要も多様化する傾向にあり、保育時間の延長、乳児の保育等が問題となっている。

現在、保育時間については8時間が原則とされているが、保護者の勤務時間、通勤時間等の実態を考慮して、保母の時差出勤の励行、非常勤保母の配置等を実施しているところである。しかしながら、長時間にわたる保育には、欲求不満、情緒不安等の心理的問題、徴候が多くみられ、また、集中力、持久力等の機能低下がみられるという報告もあるなど、児童の心身発達上好ましくない影響を及ぼすほか、保母等職員の勤務が過重になるおそれがあるので、今後十分な検討が必要である。

また、乳児保育については、従来乳児特別対策事業の実施をはじめ3歳未満児対策の充実を図ってきたが、乳児は疾病、事故等に対して極めて無力であり、また、この時期が将来の人間形成の基礎作りが行われる重要な時期であるなどの特性に着目して、育児休業制度の導入等家庭保育が期待できる条件の整備に努めるとともに、保育所において保育する場合にも、乳児のこれらの特性に十分留意しつつ、施設面の配慮、保健的処遇の充実を図るための必要な職員の配置等、乳児への悪影響を最少限にとどめる条件を充実していく必要がある。

更に、保育所における保育の内容についても、社会情勢の変動に伴う児童の生活環境や人間関係の変化等幼児教育への要請の高まり等を背景に、保育所の本来の機能と役割に即してその内容を見直し、充実していく必要がある。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第4節 児童の健全育成

#### 1 地域における児童の健全育成

##### (1) 地域児童の福祉の現状

児童の健全育成を図るためには、家庭の健全化はもちろんのこと、地域社会においても、生活環境の浄化等児童の育成環境上の整備が必要である。特に、児童の生活はその大半が遊びであり、遊びの経験は将来の人間形成にとって重要な役割を有するものである。

しかし、近年における都市化の現象は、農山漁村にまで進展し、児童のための自然の適当な遊び場を不足させ、特に、都市部においては、児童が遊びを展開するために必要な場の確保さえも困難となっている。これは、児童の体力、活動力の培養、事故防止等の視点からみて見過ごしてできない問題である。また、近隣における児童養育に関する相互扶助の活動が低調であり、地域においてすべての児童を連带的に愛護する体制の確立が必要である。

##### (2) 児童厚生施設等

児童厚生施設は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、屋内型の児童館と屋外型の児童遊園がある。

##### ア 児童館

児童館には、集会室、遊戯室、図書室等があり、児童厚生員によって集団的又は個別的な遊びの指導が計画的に行われているほか、子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の拠点ともなっている。また、地域によっては、必要に応じて要保育幼児や共働き、出稼ぎ等による留守家庭学童の継続的な保護育成指導をも行っている。

児童館の設置については、38年度から設置費及び運営費に対し国庫補助を行い、その設置普及を図ってきたところであるが、50年3月末現在の設置数は公立1,986か所、私立98か所、計2,084か所となっている。

##### イ 児童遊園

児童遊園は、都市公園法による児童公園の補完的な役割を持つものであり、主として、幼児及び小学校低学年学童を利用の対象としている。

児童遊園の設置については、標準的な児童遊園の設備、運営等に関する一定の基準を定め、これに該当する公立の児童遊園の遊具等の設備費及び土地取得費に対し、年金積立金還元融資の措置をとり、その設置促進を図っている。

児童福祉法に基づく児童遊園の設置数は、50年3月末現在、公立3,628か所、私立301か所、計3,929か所となっている。その他、幼児等が身近に利用できる小規模な遊び場(いわゆる「ちびっ子広場」)の設置が、地方公共団体等によって進められているが、その数は、50年3月末現在3万8,491か所となっている。

## ウ こどもの国

こどもの国は、皇太子殿下御成婚記念事業の一つとして、児童の健全育成に寄与することを目的として、東京都町田市と横浜市緑区にまたがる約97万平方メートルに及ぶ広大な敷地に建設され、40年5月5日開園したものである。その運営は、特殊法人「こどもの国協会」が行っており、毎年80万人を超える人々によって利用されている。

なお、地方においても、これに類似した大規模な施設の設置が計画され、既に、千葉県、山梨県、鳥取県、愛知県で開園しており、多くの児童に利用されている。

### (3) 児童健全育成のための地域組織活動

児童の健全育成を図るための地域組織活動としては、子ども会等の児童自身の集団活動と、母親クラブ、親の会等の親による児童の育成活動がある。これらの組織は、町単位あるいはそれ以下の小地域における近隣の児童や母親等によって組織されており、子ども会は50年3月末現在で、約15万組織、739万人の児童が参加している。また、子ども会を援助する親の組織として子ども会育成会があり、その組織数は約10万で、302万人がこれに参加している。

母親クラブは、児童の育成を図る近隣の母親の組織で、児童の事故防止、優良文化財の普及活動及び家庭養育に関する研修活動等を行っており、50年3月末現在約1万2,000組織に約150万人が参加している。48年度からは、これらの母親クラブの活動を更に促進するため、児童館と有機的な連携を持ち、児童の事故防止活動、家庭養育等に関する知識や技術についての研修活動等を行うなど、所定の要件を具備している組織に対し、その活動費の一部について国庫補助を行っている。

その他、児童指導班や地域の青年の有志指導者の集まりで、子ども会の指導等の活動をするV.Y.S.(Voluntary Youth Socialworker)等の組織があり、多くの青年がこれに参加し活発な活動を行っている。

### (4) 児童の事故防止

不慮の事故により児童が死亡する割合は、同年齢の児童の全死亡に対し約4割強を占めており、また、死に至らないまでも、長期の治療を要したり、生涯にわたって機能障害を残したりするような事故は、相当の数に上っている。児童の事故防止については、家庭環境、地域環境の整備が必要であり、また、保護者、特に母親に対する意識の啓発や児童に対してのあらゆる機会を通しての安全教育の徹底、更には地域住民の連帯による防止監視体制の強化等が必要である。

### (5) 児童福祉文化財の推薦

中央及び都道府県の児童福祉審議会においては、児童福祉法の規定に基づき、児童に有益な文化財の普及を図るため、出版物、映画、演劇等について、推薦又は勧告を行っている。

中央児童福祉審議会による49年度中の推薦件数は、出版物258点、映画27点、児童劇19点、放送(テレビ番組)30点となっている。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第4節 児童の健全育成

#### 2 要保護児童対策

養護児童,情緒障害児及び非行児童については,次のような施策を行っている。

##### (1) 養護を要する児童の福祉

保護者のいない児童,あるいは保護者に養育させることが適当でない児童等に対しては,乳児院,養護施設等に収容して養護するか,里親等の家庭に養育を委託することによって,その福祉を図っている。

なお,義務教育を終了した児童に対しては,その児童を自己の下に預かり,職業指導等を行う保護受託者制度がある。

##### ア 乳児院及び養護施設

養護を要する児童のうち,1歳未満の乳児を入所させて養育するのが乳児院であり,1歳以上の児童を入所させて養育するのが養護施設である。50年4月1日現在,乳児院は全国に129か所設置されており,収容定員4,287人,在籍人員3,418人となっており,養護施設は522か所,収容定員3万4,594人,在籍人員2万9,093人となっている。

施設入所児童に対しては,その処遇がより適正になされるよう,児童処遇費の改善,職員の待遇の改善,施設管理費の改善等を図っており,特に,48年度からは,特別育成費を設けて養護施設入所児童にも高等学校に進学するみちを開くとともに,養護施設の一つとして肢体不自由児養護施設を設け,より適切な児童処遇を図ることとした。肢体不自由児養護施設は50年4月1日現在,施設数5か所,収容定員260人である。

##### イ 里親等

家庭環境に恵まれない児童を自己の家庭に預かって,暖かい愛情と和やかな家庭的雰囲気の中で養育するのが里親である。50年3月末日現在,里親として登録されている者は1万1,374人で,児童を受託している里親数は3,333人,委託されている児童数は3,986人となっている。

里親制度は,最近増加しつつある養護に欠ける幼児等年少児を養育する方法として有効なものであり,毎年里親制度の普及,促進並びに里親手当等の改善に努めているが,48年度からは,財団法人全国里親会を通じて里親促進事業を展開している。また,49年度からは,最近の都市化,核家族化の進行の中で,母親の病気等のため短期間家庭での養育に欠ける児童が増加している状況に対処するため,「短期里親」の活用を積極的に図ることとした。

なお,34年度からは,毎年度推薦される文化財の中から特に優秀と認められる作品に対し,児童福祉週間に,厚生大臣から児童福祉文化賞が贈られている。

## (2) 情緒障害児の福祉

情緒障害児とは、家庭、学校、近隣等での人間関係のゆがみによって、感情生活に支障をきたし、社会適応が困難になった児童をいう。これらの児童に対しては、児童相談所等の相談機関が相談を受け、助言、指導・治療を行うとともに、必要に応じて情緒障害児短期治療施設に入所させて、医学的、心理学的治療を行っている。

情緒障害児短期治療施設は、おおむね12歳未満の児童を対象としているが、50年4月1日現在、施設数8か所、収容定員400人、在籍人員220人となっている。

## (3) 非行児童の福祉

非行児童のうち、14歳未満の者の全部と14歳以上の者の一部については、児童福祉法による措置がとられることになっている。

49年度中に児童相談所が取り扱った非行児童に関する相談件数は24万9,000件であり、その処理内容は、児童又は保護者に対する訓戒・誓約が2.6%、児童福祉司等の指導が2.3%、教護院等の児童福祉施設入所が10.0%、その他児童相談所の面接指導、家庭裁判所への送致等となっている。

教護院は、非行児童を入所させて、児童と起居を共にしながら、生活指導のほか、学校教育法に基づく学習指導要領に準じて行われる学科指導、更に、職業指導を通じて、その児童の性向を改善し、社会の健全な一員として復帰させることを目的とした施設である。

50年4月1日現在、教護院の設置数は58か所(国立2,その他の公立54,私立2)であり、収容定員は5,375人となっている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第5節 母子家庭の福祉

1 母子家庭の現状と動向

48年8月現在で厚生省が行った48年度母子世帯等実態調査によると、20歳未満の子供を扶養している母子家庭は、全国に62万6,200世帯と推計されている(第4-1-2表)。

第4-1-2表 母子世帯になった原因別母子世帯数の年次比較

	全国推計数	構 成 割 合		
	48年度調査	48年度調査	42年度調査	36年度調査
総 数	626,200 <sup>世帯</sup>	100.0 <sup>%</sup>	100.0 <sup>%</sup>	100.0 <sup>%</sup>
死 別	287,300	61.9	68.1	77.1
病 死	301,100	48.1	57.3	56.2
事 故 死	86,300	13.8	9.1	6.8
交 通 事 故	55,000	8.8	—	—
そ の 他	31,300	5.0	—	—
戦 病 死			1.7	14.1
離 別	165,100	26.4	23.7	16.8
遺 棄	26,100	4.2	2.7	2.4
生 死 不 明	4,400	0.7	1.0	1.3
未 婚 の 母	15,300	2.4	1.8	1.9
そ の 他	28,000	4.5	2.7	0.5

資料：厚生省児童家庭局「48年度母子世帯等実態調査(48年8月)」

終戦直後から30年頃までの母子世帯には、いわゆる戦争未亡人といわれる人達はその相当部分を占めており、母子世帯に占めるその比率は、31年26.1%、36年14.1%、42年1.7%と年々減少してきたが、48年の調査では皆無に等しくなった。これらの世帯は、子供が20歳を過ぎたことによって、母子世帯からいわゆる寡婦世帯へと移行したものである。

最近の傾向としては、離別による母子世帯の比率が36年16.8%、42年23.7%、48年26.4%と次第に増加しているのに反し、死別の割合が減少している。このように減少傾向にある死別の中で、事故死が年々増加しているのは、自動車をはじめとするモータリゼーションの進行に伴う交通事故の増加、経済構造の変化を背景とする労働災害の多発等によるものと思われる。一方、病死が減少したのは、医学の進歩や保健衛生の向上によるものと思われる。

また、遺棄、未婚の母等が増加しているのは、最近の世相の一端を表わしているものといえようが、しかし、未婚の母等の増加は、社会意識の変化により顕在化したという面も考えられる。

このように母子世帯となる原因は変化してきたが、母子世帯の数は、42年の51万5,300世帯から48年の62万6,200世帯と増加傾向を示しており、全世帯に占める割合もそれぞれ1.8%、2.0%弱と同様の傾向を示している。

母子世帯の就業状況をみると、全母子世帯に占める就業母子世帯の率は、36年85.6%、48年83.9%であり、一般世帯の母の就業率の47.8%(44年全国家庭児童調査)に比べ1.8倍の高率となっている。これは母子世帯が、通常主たる生計維持者である夫を失ったことにより、新たな稼得のみちを確保する必要に迫られているためである。

しかし、48年の調査において調査日前1か年間の所得状況(聞き取り調査)をみると、60万円未満の世帯が総数の63.5%を占め、一般世帯の19.1%(46年国民生活実態調査)に比べると著しく高率となっている。次に、60万円以上100万円未満が7.3%、150万円以上はわずか4.3%である。このことは、母子世帯が経済的に多くのハンディキャップを負っていることを端的に示しているものであり、母子世帯の母がより安定した就業形態を確保できるよう援助の強化が必要である。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第5節 母子家庭の福祉

2 母子家庭福祉対策の現状

母子家庭の福祉対策としては、母子福祉法による母子家庭の母及び児童の経済的自立助成等のための母子福祉資金の貸付け、母子相談員による生活相談、母子福祉センターにおける生業指導、母子年金、母子福祉年金、児童扶養手当等の支給生活保護等の生活援護、母子寮への入所措置などの関連する諸対策により総合的に推進されている。

更に、母子家庭の母及び寡婦の自立促進対策として、家庭奉仕員等となるための養成講習会及び特別相談事業が実施されており、また、50年10月から、新たに、乳幼児を抱えた母子家庭の母親が一時的に疾病にり患したときに乳幼児と母親の世話をする介護人を派遣する事業を実施することになっている。

(1) 母子福祉資金の貸付け

母子福祉資金の貸付制度は、28年度から実施されているが、母子家庭の経済的自立制度として母子福祉対策の中で最も重要な地位を占めており、都道府県及び指定都市を実施主体として20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子に貸付けられている。

貸付人員をみると48年度末までに延べ116万人に対し、約390億円が貸付けられている。その財源は、都道府県の一般会計からの繰入金と、その額の2倍に相当する国の都道府県に対する貸付金を原資とし、これに貸付金の償還金を加えたものである。49年度までに蓄積された原資は、国費約100億円、都道府県費約57億円、合わせて約157億円である。その制度のあらまは、第4-1-3表のとおりである。

第4-1-3表 母子福祉貸付金及び寡婦福祉貸付金一覧表

第4-1-3表 母子福祉貸付金及び

	貸付対象	貸付金の限度額
事業開始資金	母子家庭の母	個人 80万円
	母子福祉団体	団体 150万円
事業継続資金	母子家庭の母	個人 40万円
	母子福祉団体	団体 50万円
修学資金	母子家庭の児童	高校 月額4,000円 (特別6,000円)
	父母のない児童	大学・高専月額1万1,000円 (特別1万5,000円)
技能習得資金	母子家庭の母	月額6,000千円
修業資金	母子家庭の児童 父母のない児童	月額6,000千円

就職支度資金	母子家庭の母又は児童、父母のない児童	4万円
療養資金	母子家庭の母又は児童	10万円 (特別 15万円)
生活資金	母子家庭の母	月額3万8,000円
住宅資金	母子家庭の母	70万円
転宅資金	母子家庭の母	3万円

50年度における改善内容は、母子家庭の母に対する事業開始資金及び事業継続資金の貸付金額の限度を、それぞれ70万円から80万円、35万円から40万円に引き上げたほか、住宅資金、修学資金、就職支度資金、生活資金及び就学支度資金の貸付金の限度額を引き上げた。

なお、48年度の各資金の種類別貸付金額の割合をみれば、修学資金が39%、住宅資金が27%、事業開始資金が18%を占めている。最近の傾向としては、修学資金、住宅資金の伸びが目立っている。

## (2) 寡婦福祉資金の貸付け

母子家庭に対する福祉対策は母子福祉法を中心として実施されているが、配偶者のない女子でその扶養する子が20歳に達したものや、配偶者と離・死別した女子で扶養する子のないものなど、母子福祉法の対象とはなっていないものに対し、44年度から寡婦福祉資金貸付制度が創設され、寡婦の福祉を図っている。

この制度の内容は、母子福祉資金と同じ11種類の資金に、結婚資金を加えた12種類である。49年度までの原資の状況は、国の補助額約35億円、都道府県繰入額約18億円、合わせて約53億円である。50年度における改善内容は、結婚資金の貸付限度額を8万円から9万円に引き上げたほかは母子福祉資金と同様である。

### (3) 児童扶養手当の支給

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていないいわゆる生別母子家庭等の児童の福祉の向上を図ることを目的として、これらの児童のいる家庭の母又は養育者に対して支給されている。

手当の月額、37年制度発足以来母子福祉年金の改善に併せて改善されてきており、50年10月分からは、児童1人の場合、月額9,800円から15,600円に引き上げられたほか、支給対象児童の国籍要件を撤廃し、沖縄県などにおいて日本国籍の母又は養育者が日本国籍を有しない児童を監護又は養育している場合にも手当が支給されることとなった。

また、手当の受給者本人の所得による支給制限の限度額を、扶養親族等5人の場合で年収275万5,000円から375万3,000円に、受給者の配偶者又は扶養義務者の所得による支給制限の限度額を、扶養親族等5人の場合で年収688万5,000円から876万円に、それぞれ引き上げた(50年5月から)。

50年3月末現在の受給世帯数及び受給対象児童数は、22万1,721世帯、34万1,601人である。

### (4) 母子家庭の相談事業

母子家庭に対する相談機関として母子相談員が福祉事務所に配置されており、その数は49年4月末現在1,016名である。母子相談員による相談、指導の内容は、母子家庭の生活全般にわたるが、主なものは、就職、子どもの教育、母子・寡婦福祉資金の貸付けに関する事などである。48年度に取り扱った件数は約32万5,000件であるが、その内訳をみると、生活援護に関する相談が最も多く全体の64.7%、次いで、生活一般に関する相談で23.3%となっている。

### (5) 母子福祉関係施設

母子福祉関係施設としては、母子寮と母子福祉センター(50年3月末40か所)及び母子休養ホーム(50年3月末24か所)がある。母子寮は児童福祉法による措置を受けた母子を入所させて保護を図る施設であり、50年4月1日現在431か所、6,115世帯が入所している。

### (6) 母子家庭の母及び寡婦の自立促進

母子家庭の母及び寡婦の自立促進を図るため、47年度から家庭奉仕員及び保育所等の給食調理員等の職種に就くのに必要な知識、技能を習得させるための講習会を実施している。更に、48年度から交通事故の補償問題等の法律相談、事業経営の専門家による特別相談事業を実施して母子家庭等の自立の促進を図っている。

### (7) その他の福祉対策

前述のとおり、乳幼児を抱えた母子家庭の母が、一時的な疾病に罹患したとき、乳幼児及び母の世話をする介護人を派遣する事業を50年度から実施することになっている。また、従来から母子の雇用に関する関係機関による協力及び促進、売店等の公共的施設内への優先的設置許可の推進、たばこ小売人の優先指定等を行うほか、公営住宅における母子世帯向け住宅の確保、所得税法及び地方税法上の課税の優遇措置等により、母子

厚生白書(昭和50年版)

家庭の福祉の向上を図っている。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

#### 第6節 児童福祉施設の整備と運営

##### 1 児童福祉施設

#### (1) 児童福祉施設の現状

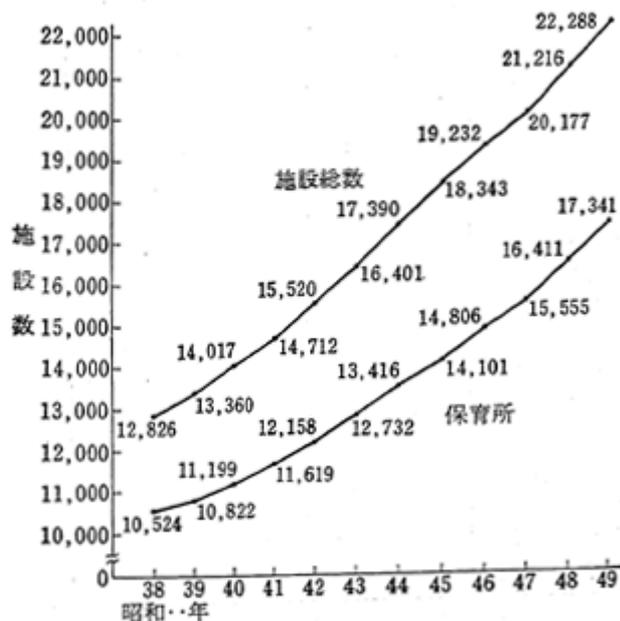
児童福祉施設は、児童福祉対策推進の支柱として極めて重要な役割を果たしている。児童福祉施設には、精神薄弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等心身障害児のための施設、保育に欠ける乳児又は幼児のための保育所、養護児童のための乳児院、養護施設、妊産婦のための助産施設、母子家庭のための母子寮、その他児童の健全育成のための児童厚生施設がある。

児童福祉施設は、第4-1-2図のように全体として逐年着実な増加をみせており、49年は前年に比して1,072施設増加している。この増加した施設のうち保育所の占める割合は極めて大きく86.8%となっており、総数では49年10月1日現在の施設総数2万2,288か所(児童遊園を除く)のうち保育所が1万7,341か所で、全体の77.8%を占めている。

#### 第4-1-2図 児童福祉施設の推移

第4-1-2図 児童福祉施設の推移

(38年~46年:12月末日現在)  
(47年~49年:10月1日現在)



資料:厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

(注) 児童遊園を除く。

保育所以外では特に著しく増加しているものはないが、児童館はかなりの増加を示している。

このほか、精神薄弱児通園施設は多少の増加をみせているが、精神薄弱児施設、乳児院、養護施設等の施設はおおむね横ばい状態である。

公私立の割合をみると、逐年公立の割合が増加の傾向にあり、49年10月1日現在では公立が66.9%となっている。

次に、施設の収容定員及び在所人員の状況を見ると、49年10月1日現在で第4-1-4表のとおりであり、施設数の傾向に対応した動きをみせている。

第4-1-4表 児童福祉施設数、収容定員及び在所人員

第4-1-4表 児童福祉施設数、収容定員及び在所人員(49年10月1日現在)

(単位:か所,人)

	施設数	収容定員	在所人員
助産施設	1,046	8,298	—
乳児院	130	4,268	3,258
母子寮	441	8,389	16,374
保育所	17,341	1,591,632	1,523,861
養護施設	522	34,569	30,115
精神薄弱児施設	346	26,731	22,952
精神薄弱児通園施設	161	6,463	4,763
盲児施設	32	1,776	1,294
ろうあ児施設	33	2,281	1,549
虚弱児施設	33	2,018	1,755
肢体不自由児施設	77	9,519	7,898
肢体不自由児通園施設	34	1,390	985
重症心身障害児施設	38	4,229	3,727
情緒障害児短期治療施設	8	400	238
教護院	58	5,409	2,894
児童館	1,988	—	—
児童遊園	3,073	—	—

資料:厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

(注) 1. 国立施設は除く。

2. 母子寮の収容定員は世帯数を計上している。

以上のような傾向から、児童福祉施設の中でも精神薄弱児施設、養護施設、盲ろうあ児施設、母子寮といった施設は今後増加する傾向はみられないであろう。しかし一方、次代を担う児童を健全に育成することがますます重要になってくることに伴い、児童の健全な遊び場としての児童館、児童遊園の増設や、勤労婦人の増加に伴う要保育児童の増加に対処するため保育所の増設が必要となっている。

更に、重度の心身障害児(者)のために施設の整備も急速に進められてきているところである。

## (2) 児童福祉施設の整備

児童福祉施設は、前記(1)で述べたとおり、その整備が進められているが、これは、46年度から、緊急に入所を要する重症心身障害児(者)のための施設又は保育所の整備を主体とした緊急整備5か年計画を策定し、施設の重点的かつ計画的な整備が実施されてきていることによるものである。なお、現行の整備5か年計画は50年度が最終年次である。

なお、児童福祉法上の施設ではないが、自閉症状を呈するいわゆる自閉症児に対する施設対策として、東京、大阪、三重の3か所に自閉症児施設が設置されている。また、46年度から、精神薄弱児(者)施設等を退所し、事業所等に雇用されている精神薄弱者の円滑な社会復帰を図るための精神薄弱者通勤寮が設置され、現在全国で37か所が運営されている。

このような児童福祉施設等の整備は、都道府県、市町村のほか、社会福祉法人等民間団体によって行われているが、これらに多額の公的資金が投入されている。

すなわち、国庫負担(補助)金としては社会福祉施設等施設整備補助金があり、48年度198億円、49年度289億円が計上されている。このうち児童福祉施設等分として48年度105億円、49年度164億円が補助された。

また、公立施設においては、特別地方債によっても整備が行われており、民間施設については、公費補助による整備のほか日本自転車振興会、日本船舶振興会、共同募金等のいわゆる民間補助金による整備が行われているほか、自己資金の調達については、社会福祉事業振興会等による融資が行われている。

厚生白書(昭和50年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

#### 第6節 児童福祉施設の整備と運営

#### 2 児童福祉施設等運営費の改善

児童福祉施設等の運営に要する費用(措置費)は、施設の種類に応じて、都道府県又は市町村が支弁することとなっているが、これに対して国庫は通常その10分の8の負担を行っている。

児童福祉施設等の運営費については、毎年度改善措置が図られているが、50年度における改善の概要は次のとおりである。

##### (1) 施設従事職員の処遇改善

収容施設に従事する職員の夜勤等の勤務条件の改善を図るため、2年を目途に保母等の直接児童の処遇に携わる職員の増員を行い、50年度は10月から養護施設等の80人定員以下、精神薄弱児(者)施設の120人定員以下について1名の増員を図るとともに、給食担当職員についても、50人定員以下の施設に3名を配置できるよう増員を図った。

また、入所児童の給食についての栄養管理の充実を図るため、栄養士を養護施設等は101人以上の施設に配置していたが、50年度については、81人以上の施設にも50年10月から配置することとした。

更に、職員の給与改善については、国家公務員に準じた給付の引上げを実施したほか、特に、施設職員の人材確保の見地から、保母等の直接処遇職員について特別の給与改善を図るとともに、施設長についても、処遇の改善を図った。

##### (2) 入所児童等の処遇改善

施設入所児童等の処遇についても毎年度その改善に努めているところであるが、50年度においても、飲食費等の一般生活費、児童用採暖費、重症児指導費、特別育成費、教育費、入進学支度金、重度加算費等の引上げを行った。

##### (3) その他の改善

保育所の乳児保育の対象人員数を増員するとともに、小規模保育所の適用対象箇所数の拡大を行うこととした。

また、庁費、補修費等の引上げを行い、施設管理費の改善を図るとともに、施設職員の資質の向上を図るため、職員研修費の新設を行った。

厚生白書(昭和50年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第7節 児童相談所及び家庭児童相談室

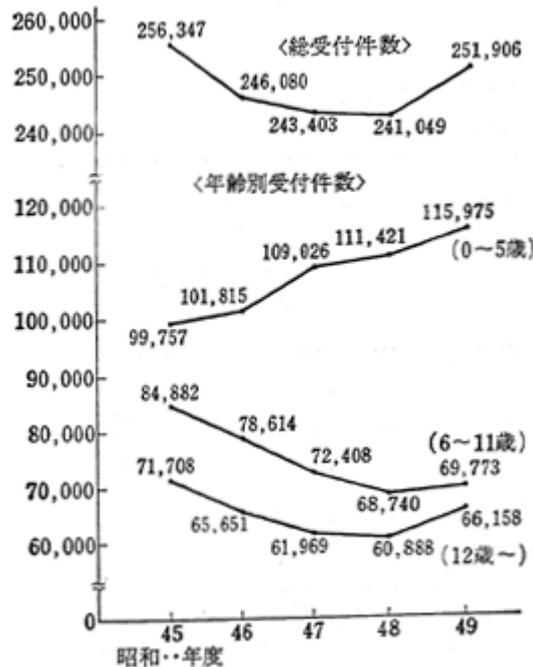
1 児童相談所の活動状況

児童相談所は児童福祉に関する第一線の現業機関として各都道府県,指定都市に設置されている。50年5月現在,その設置数は全国で152か所を数え,職員数も約3,900人に至り,逐年増員されている。児童相談所にはケースワーカー(児童福祉司,相談員),心理判定員,医師(精神科医,小児科医等),その他の専門職員がおり,各般の児童問題の相談に応じ,専門的な調査,判定及び指導を行っている。

児童相談所における相談総件数は,年間25万件前後であり,逐年やや減少の傾向にあったが,49年度には増加している。相談内容では,心身障害相談,しつけ,性向など行動や性格上複雑な問題を持つ児童の相談など専門的指導を必要とする相談件数が増加してきているとともに,継続指導件数は増加の傾向にある。また,3歳児精神発達精密検診事業の推進により,年少幼児に関する相談が増加している(第4-1-3図)。

第4-1-3図 児童相談所における総受付件数及び年齢別受付件数の年度別推移

第4-1-3図 児童相談所における総受付件数及び年齢別受付件数の年度別推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

児童相談所で受け付ける相談の内容は,極めて多岐にわたっているが,主として次のようなものに分類される(第4-1-5表)。

第4-1-5表 児童相談所における相談内容別受付の構成比及び指数の年度別推移

第4-1-5表 児童相談所における相談内容別受付の構成比及び指数  
の年度別推移 (45年=100)

	総数	養護相談	心身障害相談		非行関係相談		育成相談		その他の相談
			肢体不自由・視聴言語障害	精神薄弱・重症心身障害	教護	触法行為等	しつけ・性向	適性・長欠・不就学	
昭和45年度	100% (100)	12.5 (100)	10.8 (100)	19.5 (100)	5.2 (100)	7.9 (100)	18.2 (100)	16.3 (100)	9.6 (100)
46	100 (96)	13.2 (101)	11.7 (104)	19.0 (93)	5.0 (91)	7.8 (94)	18.8 (99)	15.7 (92)	8.8 (92)
47	100 (95)	13.9 (106)	12.8 (113)	20.3 (98)	4.7 (85)	7.7 (92)	20.9 (109)	13.4 (78)	6.3 (64)
48	100 (94)	13.4 (101)	13.8 (121)	22.6 (108)	4.3 (77)	6.6 (78)	19.8 (102)	13.0 (75)	6.5 (66)
49	100 (98)	12.6 (99)	14.0 (128)	28.6 (143)	3.8 (71)	5.4 (67)	17.8 (96)	11.3 (68)	6.5 (68)

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告書」

(1) 養護相談--保護者の病気,家出等のため保護に欠けている児童,被虐待児,迷子等の養育環境上問題のある児童に関する相談

養護問題については,核家族化,都市化など社会的すう勢を反映している。

(2) 非行関係相談--窃盗,傷害,放火等の触法行為等のあった児童,浮浪,乱暴等の問題行為のみられる教護児童に関する相談

非行関係の相談は36年度ころをピークに以後は減少傾向をたどっている。触法行為等の相談は44年度前後において若干の増加傾向を示したものの,その後は減少傾向を示している。

(3) 心身障害相談--精神薄弱,肢体不自由,重症心身障害,視聴言語障害,自閉症等の障害のある児童に関する相談

これらの相談は年々件数が増加しており,48年度では,育成相談を抜いて首位の座を占めるようになった。この傾向には,心身障害児に対する施設の増強,在宅指導の強化等障害児対策の強力な推進が反映されている。その他,48年度から療育手帳制度,49年度からは,今のところ数県に過ぎないが,児童相談所において在宅障害児指導事業(巡回指導バス)も実施されており,これらを反映して,今後心身障害相談業務の増大が予想される。

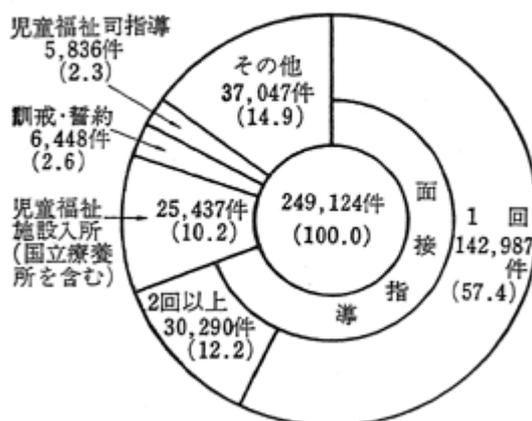
(4) 育成相談--しつけ,適性,性向,長欠,不就学,教育その他育成上の諸問題に関する相談

これらの相談は例年全体の約3分の1を占めているが、子どものしつけ上の問題や親子関係に関する問題及び行動や性格上複雑な問題を持つ児童の相談が増加している。

児童相談所では以上のような相談を受け付けた個々のケースについて、社会学、臨床心理学、児童精神医学、小児医学等を背景として専門的な調査や判定が行われ、それに基づき具体的な処理方針が決定される(第4-1-4図)。全体の約3分の2が面接指導であり、助言や簡単な指導(面接指導1回)のほか、カウンセリングや遊戯治療等の継続指導(面接指導2回以上継続)も重視されてきている。これらの相談、判定の結果、児童福祉施設へ入所措置される件数は全体の10%強であり、養護施設入所がそのうち40%以上を占め、心身障害児施設入所も40%以上である。なお、児童相談所の重要な業務である一時保護の方法は、一時保護所への入所及び他の機関等への委託等があるが、例年総受付件数の10%強の児童を一時保護しており、緊急保護及び行動観察の機能とともに、短期の生活環境治療的な機能を果たすこともある。

第4-1-4図 児童相談所における処理方法別処理件数

第4-1-4図 児童相談所における処理方法別処理件数  
(昭和49年度)



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第4-1-6表 児童相談所における経路別受付件数及び構成比

第4-1-6表 児童相談所における経路別受付件数及び構成比(49年度)

	総数	福祉事務所から	保健所から	児童福祉施設から	警察関係から	学校から	家族、親戚から	その他の	巡回相談によるもの(再掲)
件数	251,946	37,271	30,291	30,044	18,184	16,626	88,867	30,663	46,571
(構成比)	(100.0)	(14.8)	(12.0)	(11.9)	(7.2)	(6.6)	(35.3)	(12.2)	(18.5)

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第7節 児童相談所及び家庭児童相談室

###### 2 家庭児童相談室

児童を健全に育成するためには、地域社会が果たす役割も重要であるが、それにもまして、児童の基本的生活の場である家庭が果たしている役割は非常に大きなものである。

家庭における児童の養育は、近年における核家族化の進展、共働き等による家庭の機能の変化、親の養育意識の変容等により、家庭養育の面における種々複雑な問題が発生している。

このため、児童問題をその背後にある家庭と密着して考えていこうとする立場に立って、39年度より福祉事務所に家庭児童相談室を設け、家庭に対する相談、指導援助を積極的に実施しているところである。

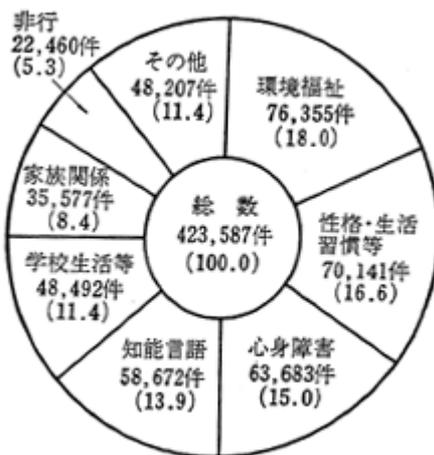
家庭児童相談室には、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事1人と家庭相談員2人が配置され、専門的な立場から児童の養育に関する問題等について相談に応じ、それぞれのケースに即した指導及び必要な措置を行っている。

この家庭児童相談室と先の児童相談所との関係については、その取り扱うケースの難易度や措置権限、地域住民の利便度等により決められ、また、重いケースは児童相談所、軽いケースは家庭児童相談室というようにケース分担を行っている。

49年度中に家庭児童相談室において取り扱った相談指導件数は第4-1-5図のとおりであり、環境福祉の問題(児童の養育に欠ける問題、不良な地域環境の問題等)や性格、生活習慣等の問題など健全育成に関する相談が多く、また、心身障害、知能、言語等の心身障害関係の相談も逐年増加している。

第4-1-5図 家庭児童相談室相談指導処理件数

第4-1-5図 家庭児童相談室相談指導処理件数  
(49年度)



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」  
(注) ( )内の数字は%を示す。

なお、これらの公的な相談機関の補完的役割を持つ私的な相談機関として、学校法人、社会福祉法人等が経営する民間家庭児童相談所があり、これらの活動を促進するため、39年度から運営費の一部について国庫補助を行っている。